

ふくてっくの第三者評価

◎監査ではありません

福祉サービス第三者評価は、行政による指導監査とは全く異なるものです。

監査は、制度上定められた基準を満たして福祉事業が行われているか否かを主に外形的事実でチェックするものです。仕組みの最低基準を問うものであって、必ずしも提供される福祉サービスの質を問うものではありません。

対して、福祉サービス第三者評価は、サービスの質に着目して、目標とするレベルへの到達状況を評価し、その専門性を可視化するとともに、よりよいサービスの提供を目指す上での課題を明らかにするものです。評価には、サービスの提供者でもなく、またその利用者でもない、第三者性と専門性を有する複数の評価調査者があたり、場面観察や各種資料の閲覧、利用者等や職員へのヒアリングやアンケート調査を通して公正・中立な視点で取り組みます。

決して上から目線で主義主張を押し付けるのではなく、当該事業所や職員の取り組みを理解して、尊重しつつ、協働して当該事業所が提供する福祉サービスの質の向上を支援しようとするものです。

◎コンサルタントでもありません

福祉サービスの質の向上は、各法人・事業所の主体的な、そして弛まぬ努力の積み重ねによるほかありません。評価機関が、事業所が抱える課題の解決方法を示せるような簡単なものではありません。

私たちは第三者評価を通して受審事業所と相互に学びあいながら、伴走者として支援する立場です。

他の事業所が実施している取組の好事例をご紹介しますことはできますが、それが受審事業所や地域の特性にマッチするかどうかは、あくまでも受審事業所がご判断することです。

◎では、何のために？

1. 選択に資する情報の公表と利用者の権利擁護

福祉サービスは（その一部を除いて）、利用者等が選択できることになっていますが、残念ながらどこにどのような サービスが提供されているかという情報が利用者等には十分に届いていません。第三者評価が社会に定着することによって、福祉サービスの選択に資する情報が正しく行きわたることが期待されています。

また福祉事業所が社会から広く認知されることが、社会からの理解と協力を促し、その質をさらに充実するとともに、地域社会における福祉事業所の社会性・公益性を高めるために、あるいは適切な利用を促進するために、不可欠であることは言うまでもありません。

2. 福祉サービスの質を「見える化」することによって、「強み」「弱み」を自覚する

福祉サービスの質を向上するためには、まずその専門性を可視化して評価を行い、具体的な課題を抽出することが第一歩になります。

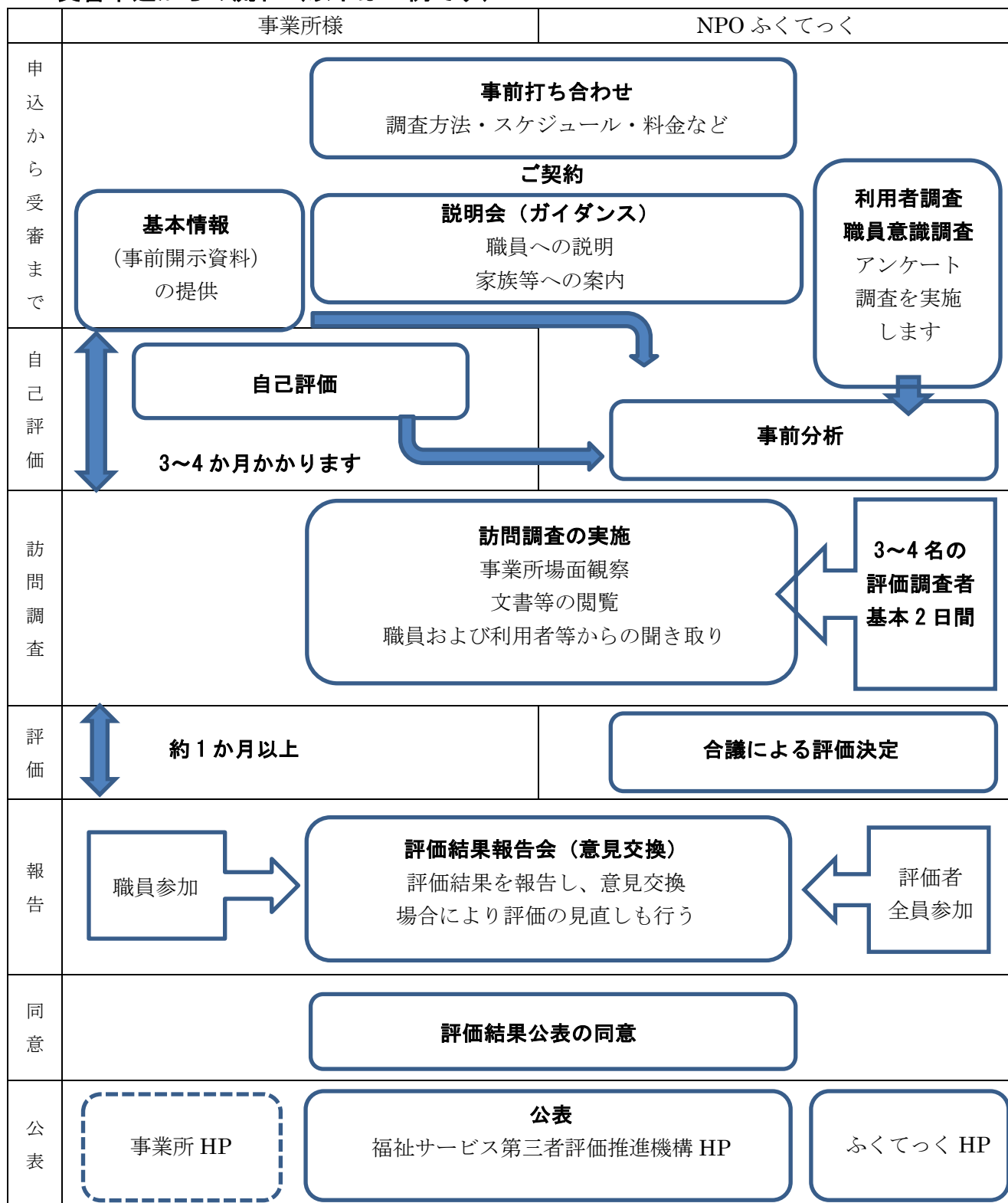
福祉事業所においては常に「自己評価」を怠らず、努力されているところですが、第三者の着眼を導入することによって、評価の客観性を高めることができます。また、第三者評価では、評価調査者が課題を決めつけるのではなく、事業所と協働して評価に取り組む過程で、スタッフの“気づき”を促すことを旨としています。そのために、第三者評価の受審を通じて、スタッフの主体的な評価と改善の取組みの定着を支援することができます。

職員間のコミュニケーションを活性化し、ある意味で、総合的な職員研修やチーム力の向上にもつながる意義が認められます。

福祉サービス第三者評価の流れと費用（令和 7・8 年度改訂版）

特定非営利活動法人 ふくてっく 2025/4/1

I 受審申込からの流れ（以下は一例です）



上記は基本の流れです。進め方や期間の設定は、都度ご相談させていただいております。

Ⅱ 受審費用 2025-26 年度改訂版（当機関における初受審の場合の標準費用）改訂 2025. 4. 1

施設種別	施設概要	税抜き価格
高齢・障がい 入所施設	小規模施設 定員（50 人未満）	400,000
	標準的な規模定員（50～100 人程度）	420,000
	100 人超の大規模施設	440,000
高齢・障がい 通所施設	基本価格	380,000
	ただし地域密着型で定員 15 人以下の場合	340,000
高齢・障がい 訪問介護	基本価格	320,000
	入所施設等に併設して同時評価の場合	300,000
	アンケート対象利用者 100 人超	加算 40,000
高齢・障がい 共同生活援助（外部評価はとりくんでいませせん）	1 ユニット	320,000
	2 ユニット	380,000
	3 ユニット以上は入所施設を適用します	
小規模多機能施設	単独施設の場合	360,000
	共同生活援助等に併設して同時評価	260,000
保育所、認定こども園等	定員 20 名以下の小規模園	400,000
	定員 21 名以上 70 名以下	430,000
	定員 71 名以上 120 名以下	460,000
	定員 121 名以上 170 名以下	480,000
	定員 171 名以上 220 名以下	500,000
	定員 221 名超の大規模園	ご相談
児童発達支援事業	（定員 60 名超は別途協議）	380,000
放課後児童健全育成事業	（定員 60 名超は別途協議）	360,000
社会的養護関係施設	本体施設定員 30 人未満	420,000
	基本価格 定員 30 人以上～60 人未満	440,000
	定員 60 人以上	460,000
	加えて分園や地域分散施設等がある場合は別途加算	
一時保護所	定員 60 人未満	460,000
	定員 60 人以上	480,000
児童相談所		480,000
救護施設	（定員 60 名超は別途協議）	440,000
上記外	個別に協議	
交通費等	遠隔地旅費・宿泊費	実費加算
	大阪からの移動が概ね 40 分以内は加算なしとする	
その他経費	10 部を超える評価報告書を納品する場合の印刷経費等については相談させていただきます。	

上記費用には、①ガイダンス（事前説明等）、②事前資料の確認、アンケート調査分析

③訪問調査（原則 2 日）、④評価の合議・とりまとめ、⑤評価結果報告と意見交換

⑥評価結果の最終検討、⑦第三者評価推進機構等への報告 を含みます。

※分園など地域分散施設がある場合は、ご相談のうえで加算させていただく場合があります。

※受審前の事前学習会や受審後のフォローアップ研修を実施する場合。

事前学習では評価基準の趣旨等を解説して、充実した自己評価の取組を支援します。

フォローアップ研修では、評価基準に照らして改善課題等の整理を整理し、施設課題の改善取組の推進を支援します。

その際の費用については、ケースバイケースでご相談させていただきます。

評価機関 特定非営利法人ふくてっく の概要

1. 評価機関としての沿革

2002 年 10 月 特定非営利活動法人の認証を受けて「ふくてっく」と改称

2005 年 6 月 大阪府から福祉サービス第三者評価機関認証をうけて第三者評価を開始

その後に、奈良県・兵庫県からも認証を得るが、

兵庫県については 2024 年の登録更新を辞退した。

また全国社会福祉協議会から、社旗的養護関係施設の評価機関として認められている。

2. 第三者評価の体制と事務局

問い合わせ（受審相談等） 事務局長：中北 清

06-6652-6287 または 090-3493-0971

メール：nakakita.k@arch81909.co.jp

3. 苦情の受付

NPO ふくてっく本部事務局：和泉秀子

06-6614-6800（毎月曜日の 10：00～15：00）

4. 評価調査者

2024 年 4 月現在 19 名 （新たに 2 名が養成研修受講中）

5. 評価対象施設

（全国域）

社会的養護関係施設

児童相談所、一時保護所

救護施設

（大阪府および奈良県域）

高齢福祉サービス

居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）

施設サービス

地域密着型サービス（外部評価ではなく第三者評価として取り組みます）

訪問系サービス

障がい福祉サービス

介護給付にかかる、訪問系、日中活動系、施設系のサービス全般

訓練等給付にかかる、居宅支援系、訓練系、就労系のサービス全般

放課後等デイサービス

児童福祉サービス

保育施設（認可保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業）

児童館

放課後児童健全育成事業

※ふくてっくが評価対象事業としていないもの

民間あっせん機関

6. その他

評価にあたっては、4～5 名を基本とする評価調査者がチームを編成してあたります。

必ず、事前の打ち合わせとガイダンスを行って、評価の方針や目的を共有します。

訪問調査は、原則 2 日間実施します。

必ず、評価結果報告会を開催して、評価結果の理解を共有します。